

京都市告示第389号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条第1項の規定により、以下の所在地にある京町家を重要京町家に指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年10月20日

京都市長 門川 大作

重要京町家の所在地

所 在 地
京都市北区紫野西藤ノ森町7番地の2
京都市北区紫野西野町42番地の1
京都市上京区大宮通鞍馬口上る若宮堅町91番地の1及び92番地の1
京都市上京区武者小路通室町西入武者小路町435番地
京都市上京区今出川通七本松西入真盛町699番地、同区今出川通御前通東入社家長屋町671番地、同区五辻通七本松西入二丁目西柳町584番地の2及び585番地の1
京都市上京区今小路通七本松西入二丁目東今小路町783番地の3
京都市上京区笹屋町通千本西入笹屋四丁目272番地
京都市上京区小川通元誓願寺下る靱屋町502番地の1
京都市上京区黒門通中立売上る飛弾殿町152番地及び同区一条通大宮西入下石橋南半町60番地の1
京都市上京区中長者町通室町西入東長者町545番地の2
京都市上京区千本通二条下る東入主税町1069番地（一部）及び1070番地
京都市上京区大宮通樺木町下る一丁目853番地（一部）
京都市左京区鞍馬本町319番地
京都市中京区猪熊通御池下る三坊猪熊町南組338番地及び340番地
京都市中京区釜座通姉小路下る突抜町795番地
京都市中京区釜座通姉小路下る突抜町796番地の7及び796番地の8
京都市中京区釜座通姉小路下る突抜町798番地（一部）

所 在 地
京都市中京区小川通三条下る猩々町 1 1 8 番地
京都市中京区新町通六角下る六角町 3 5 4 番地 (一部)
京都市中京区柳馬場通六角下る井筒屋町 4 3 1 番地
京都市中京区富小路通三条下る朝倉町 5 2 6 番地
京都市中京区壬生森町 9 番地の 3 6
京都市東山区三条通南裏白川筋西入二丁目八軒町 4 4 7 番地の 1 (一部)
京都市東山区三条通南裏白川筋西入二丁目八軒町 4 4 8 番地 (一部)
京都市山科区小山松原畑町 5 番地
京都市下京区猪熊通高辻下る高辻猪熊町 3 5 8 番地の 1、3 5 8 番地の 2 及び 3 6 1 番地
京都市下京区仏光寺通油小路東入木賊山町 1 8 7 番地の 2 及び同区西洞院通仏光寺下る本柳水町 7 6 4 番地の 5
京都市下京区東洞院通仏光寺下る高橋町 6 1 5 番地
京都市下京区若宮通五条上る布屋町 8 7 番地
京都市下京区若宮通六条下る若宮町 5 4 2 番地及び 5 4 2 番地の 1
京都市下京区東中筋通七条上る文覚町 3 8 2 番地の 4
京都市下京区中堂寺北町 1 9 番地の 2 6
京都市南区東九条東札辻町 1 1 番地
京都市右京区西院坤町 9 番地
京都市右京区嵯峨朝日町 3 5 番地の 3 (一部)
京都市伏見区聚楽町二丁目 6 9 0 番地の 3
京都市伏見区深草直違橋十一丁目 1 1 4 番地
京都市伏見区深草直違橋十一丁目 1 1 5 番地
京都市伏見区深草直違橋十一丁目 1 3 3 番地
京都市伏見区深草直違橋十一丁目 1 3 4 番地
京都市伏見区深草直違橋十丁目 1 5 0 番地の 1 (一部)
京都市伏見区深草直違橋十丁目 1 7 3 番地
京都市伏見区深草直違橋九丁目 1 7 8 番地及び 1 7 9 番地

所 在 地
京都市伏見区深草直違橋九丁目 1 9 5 番地
京都市伏見区深草直違橋九丁目 2 0 3 番地の 1
京都市伏見区深草直違橋七丁目 2 6 0 番地
京都市伏見区深草直違橋五丁目 3 2 3 番地 (一部)
京都市伏見区深草直違橋五丁目 3 4 1 番地

(都市計画局まち再生・創造推進室)